

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第4・四半期】

(独立行政法人名: 日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
機器更改に伴うホームページ事前確認用サーバ等の環境構築作業	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年1月23日	株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号	本件で調達する作業の対象であるホームページ事前確認用サーバ等の現行機器はこれまで株式会社大塚商会との契約により保守されてきたものであり、新たに調達を行った機器へのデータの移行及び使用環境の構築は、同社以外には不可能であり、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	1,204,200	—	—	事業を実施するものが特定されるため。	19	
東京日本語教育センター錠前緊急交換工事	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年1月27日	株式会社エール 東京都豊島区東池袋2-60-3	東京日本語教育センターの留学生寮居室及び事務所の管理上重大な問題が発生し、外部からの侵入も想定される事態となったことから、海外からの留学生の安全確保を第一とし、緊急で問題解決のため工事を行う必要が生じたため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第2号(緊急の必要により競争に付することができない場合)に該当するため。	非公表	3,218,400	—	—	緊急の必要により競争に付することができないため	13	
平成27年度日本留学フェア(ベトナム・ハノイ)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年1月29日	SAS CTAMAD CO., LTD MELIA HANOI HOTEL 44B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem, Ha Noi, Viet Nam	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること、 ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること、 ・現地での認知度が高いこと、 なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	3,473,248	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
平成27年度日本留学フェア(ベトナム・ホーチミン)会場借料	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年1月29日	Hotel Equatorial Ho Chi Minh City 242 Tran Binh Trong Street, District 5, Ho Chi Minh City, Vietnam	本フェア実施に当たっては、会場は以下の要件を満たす必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。 ・参加ブースを全て収容することができる会場スペースを有していること、 ・交通の利便性が高くかつ宿泊施設等が隣接していること、 ・現地での認知度が高いこと、 なお、複数の会場比較を行った上で事業者を選定するなど、競争性・経済性が確保できるよう努めた。	非公表	2,532,088	—	—	外国での契約であるため及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
機構業務用パソコンに対する情報漏洩対策の導入	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年2月24日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂一丁目6番27号	本件で調達する作業の対象である機構業務用パソコンは、日立キャピタル株式会社とのリース契約(平成25年11月19日付け締結)により、平成25年12月1日から平成29年11月30日までリースされたものであり、同社の指定する者以外では作業を実施できず、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	5,758,560	—	—	リース会社の指定する者以外では当該業務を行うことが許されないため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成27(2015)年度日本留学フェア(大学間交流促進プログラム:北米)に係る展示スペースの申込み	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成27年2月26日	特定非営利活動法人JAFSA(国際教育交流協議会) 東京都新宿区早稲田鶴巻町538 平成ビル	本フェアについては、JAFSA(国際教育交流協議会)が主催者であるNAFSAに対して展示スペースの確保及び申込等を行うことになっており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	非公表	4,445,717	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAに対してJAFSA(国際教育交流協議会)が展示スペースの確保及び申込等を行うことになっており、他に委託することが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの